別表に、次の表に掲げるものを追加する。

別表　八女市八女福島伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	八女市本町四〇―一

○文部科学省告示第百九十二号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十七年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十七年文部科学省告示第百十号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月九日

文部科学大臣臨時代理
国務大臣　島尻安伊子

別表二に、次の表に掲げるものを追加する。

別表二　大田市温泉津伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	大田市温泉津町温泉津ロ七五、ロ七六―三

別表三に、次の表に掲げるものを追加する。

別表三　篠山市篠山伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	篠山市西新町三―三
土蔵	一棟	篠山市河原町九九―一

○文部科学省告示第百九十三号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十七年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十八年文部科学省告示第九十六号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月九日

文部科学大臣臨時代理
国務大臣　島尻安伊子

別表二に、次の表に掲げるものを追加する。

別表二　伊根町伊根浦伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
舟屋	一棟	伊根町字亀島九八六

別表五に、次の表に掲げるものを追加する。

別表五　与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
蔵	一棟	与謝野町字加悦一〇八二

○文部科学省告示第百九十四号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十七年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十九年文部科学省告示第七十四号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月九日

文部科学大臣臨時代理
国務大臣　島尻安伊子

別表三に、次の表に掲げるものを追加する。

別表三　宇陀市松山伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	宇陀市大字陀上新一八七六
主屋	一棟	宇陀市大字陀上新一八七六
社務所	一棟	宇陀市大字陀上新一九〇三
主屋	一棟	宇陀市大字陀上茶二一〇九
主屋	一棟	宇陀市大字陀上茶二〇七二―二
主屋	一棟	宇陀市大字陀上茶二〇七二―一
主屋	一棟	宇陀市大字陀上茶二〇七二―一
主屋	一棟	宇陀市大字陀下本二一八五
主屋	一棟	宇陀市大字陀下本二一八五
蔵	一棟	宇陀市大字陀下本二一八五

○文部科学省告示第百九十五号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十七年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成二十一年文部科学省告示第四十一号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月九日

文部科学大臣臨時代理
国務大臣　島尻安伊子

別表二に、次の表に掲げるものを追加する。

別表二　小浜市小浜西組伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	小浜市小浜飛鳥一〇一

○文部科学省告示第百九十六号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十七年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成二十三年文部科学省告示第四十三号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月九日

文部科学大臣臨時代理
国務大臣　島尻安伊子